

平成27年2月10日

まちづくり委員会資料

平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第8号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目 次

議案第8号

【川崎市手数料条例の一部を改正する条例】

- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要・・・・・・・・・・ 1

- 参考資料
 - ・1-1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表
施行日：公布の日（第1条関係）・・・・・・・・・・ 4
 - ・1-2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表
施行日：平成27年4月1日（第2条関係）・・・・・・・・・・ 6
 - ・1-3 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表
施行日：平成27年6月1日（第4条関係）・・・・・・・・・・ 19
 - ・2-1 地方税法（抄）・・・・・・・・・・ 35
 - ・2-2 地方税法施行令（抄）・・・・・・・・・・ 37
 - ・3 建築基準法（抄）・・・・・・・・・・ 38

川崎市手数料条例 改正概要（まちづくり局関係）

1 租税特別措置法改正に伴う所要の整備（第1条関係）

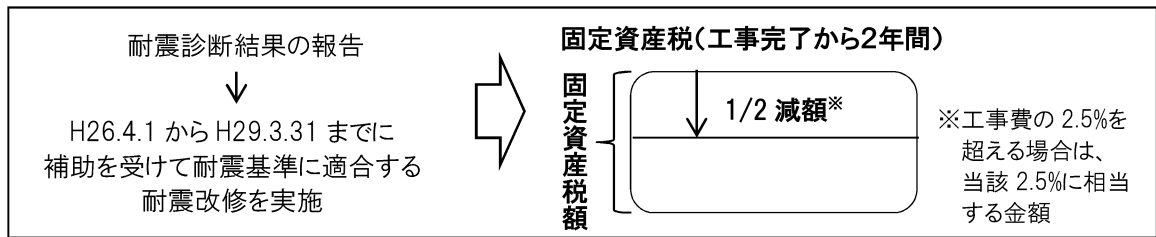
租税特別措置法の一部が改正され、対象となる条文が削除されたため、所要の整備を行う。
 施行日：公布の日

2 地方税法改正に伴う耐震改修の証明書の交付手数料の新設（第1条関係）

(1) 地方税法の改正概要

地方税法の一部が改正され、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられる建築物が耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が追加された。

(公布：平成26年3月31日、施行：平成26年4月1日)



(2) 耐震改修の証明書の交付

耐震基準に適合する耐震改修が行われたことを確認し、固定資産税の減額措置の適用を受けるために必要となる耐震改修の証明書を交付する。(交付手数料 1件につき 300円)

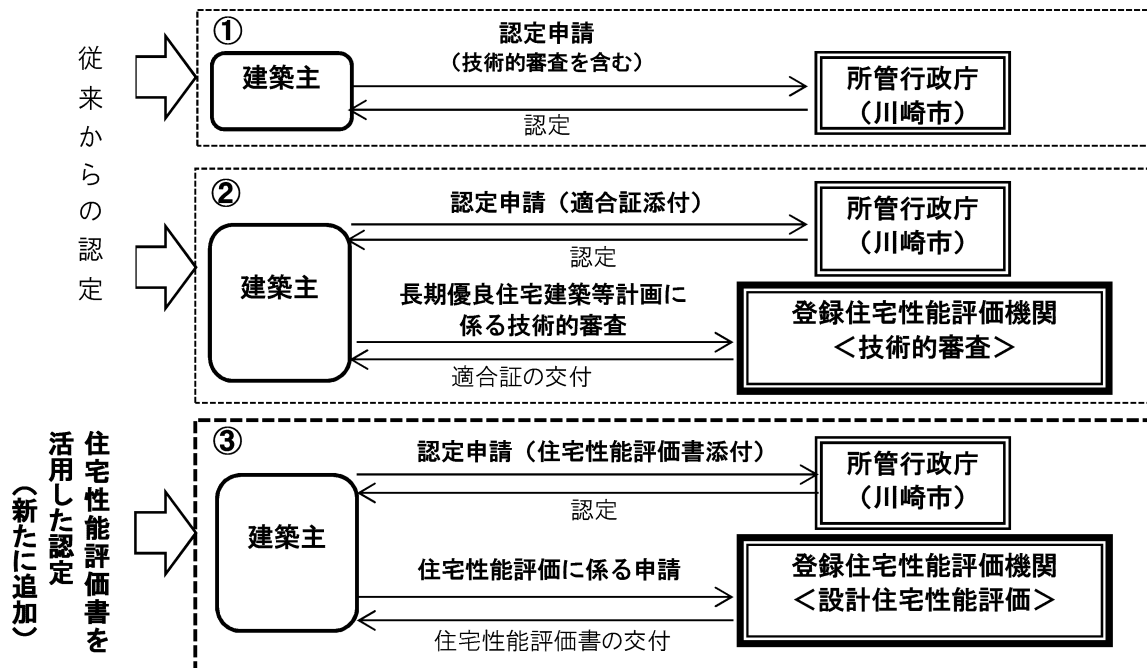
(3) 施行日：公布の日

3 住宅性能表示制度の改正に伴う長期優良住宅認定手数料の改正（第2条関係）

(1) 住宅性能表示制度の改正概要

住宅性能表示制度の一部が改正され、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく住宅性能評価において評価を受けなければならない性能表示事項の範囲が、長期優良住宅における基準の項目と概ね一致することとなった。

これに伴い、住宅性能評価を活用した、長期優良住宅建築等計画の認定審査が可能となった。(施行：平成27年4月1日)



(2) 住宅性能評価書を活用した場合の認定審査手数料

住宅性能評価書を活用して認定申請が行われる場合の認定審査手数料を新たに追加する。

ア 認定審査手数料

建築物の総住戸数の区分に応じ、下表に規定する額を申請戸数で除して得た額となる。
(100円未満切り捨て)

認定申請に係る建築物の総住戸数	住宅性能評価書を添付して認定申請する場合
1戸	15,000円
2戸以上5戸以下	57,000円
6戸以上10戸以下	92,000円
11戸以上30戸以下	170,000円
31戸以上50戸以下	300,000円
51戸以上100戸以下	450,000円
101戸以上200戸以下	830,000円
201戸以上300戸以下	1,100,000円
301戸以上	1,400,000円

イ 変更認定審査手数料

変更する戸数の区分に応じ、上表に規定する額に1/2を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額となる。(100円未満切り捨て)

(3) 施行日：平成27年4月1日

4 建築基準法改正に伴う構造計算適合性判定及び仮使用承認手数料の改正（第4条関係）

(1) 建築基準法の改正概要

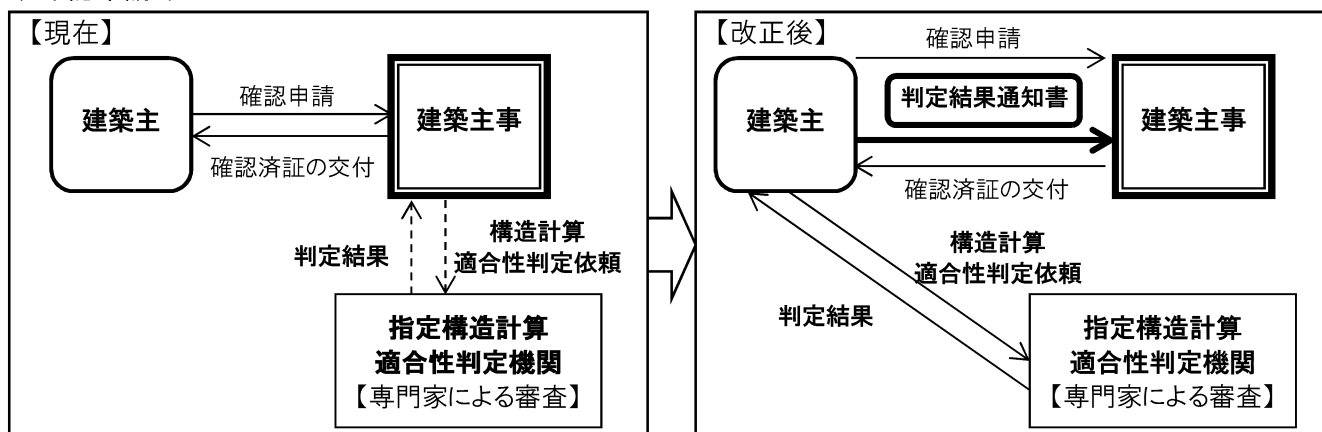
建築基準法の一部が改正され、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用承認における民間活用等が行われた。(公布：平成26年6月4日、施行：平成27年6月1日)

(2) 構造計算適合性判定に係る手数料の廃止

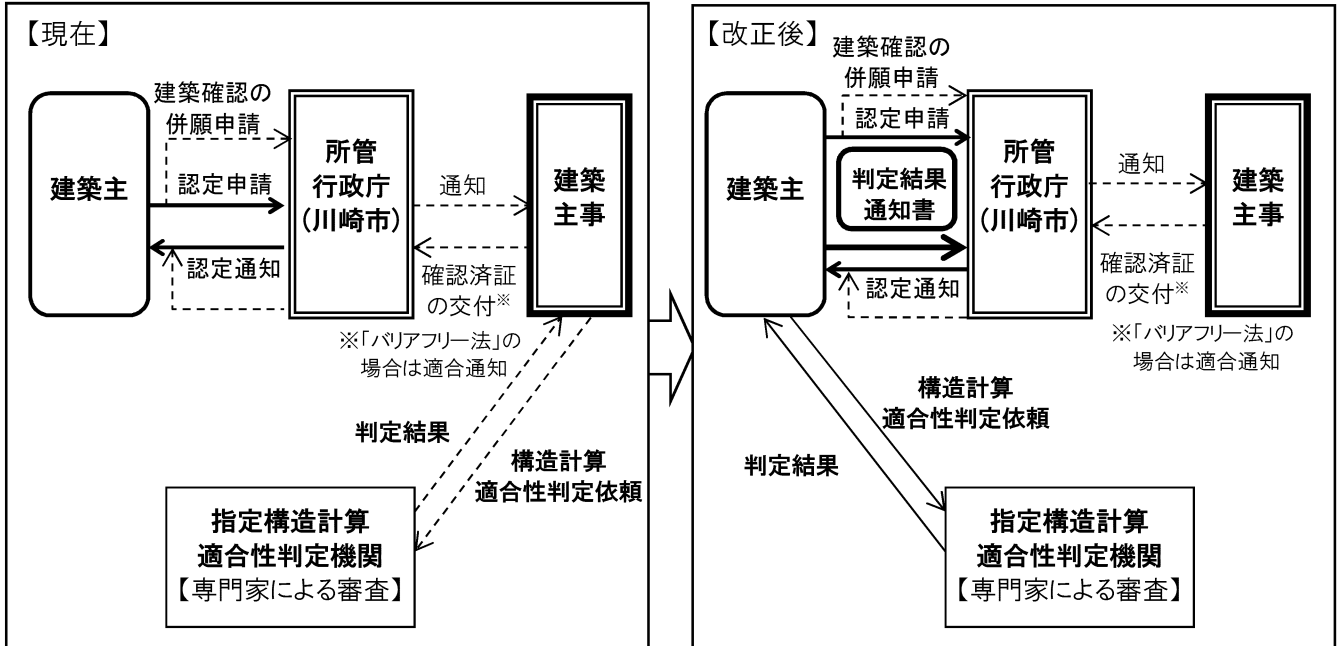
これまで確認申請等の際に建築主事を経由して行われていた、一定規模以上の建築物に対する第三者機関の構造計算適合性判定が、法改正により、建築主が直接、第三者機関に構造計算適合性判定を申請することとなった。

これに伴い、構造計算適合性判定に係る手数料を廃止する。

〈 確認申請 〉

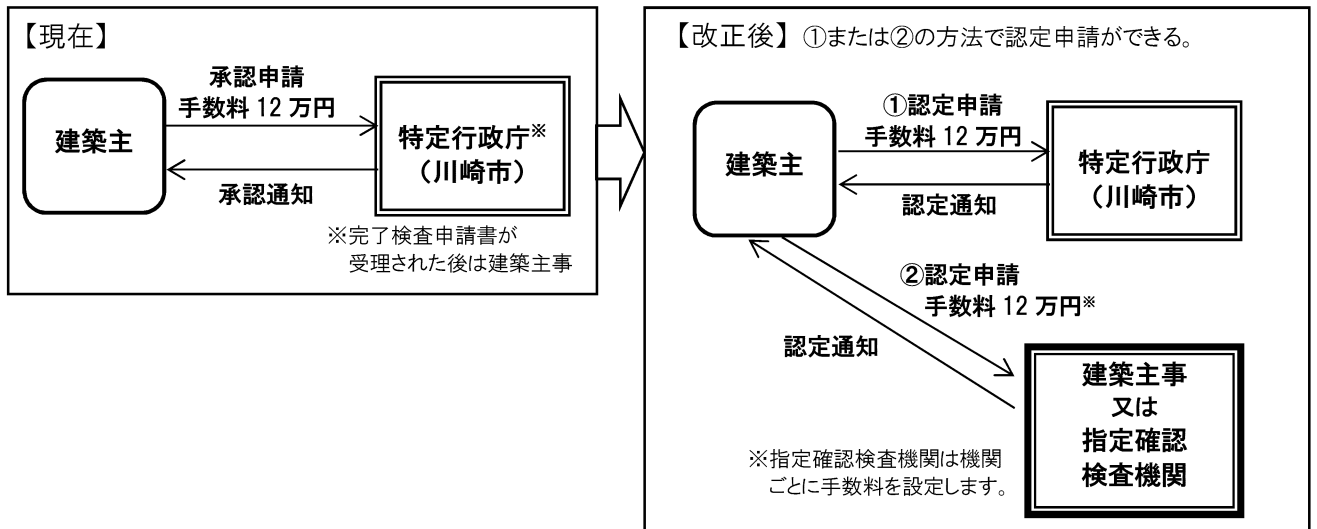


〈 認定申請（長期優良住宅普及促進法、低炭素化促進法、バリアフリー法）〉



(3) 仮使用承認に係る手数料の改正

検査済証の交付を受ける前の工事中の建築物は、原則として使用が禁止されているが、検査済証の交付を受ける前であっても、特定行政庁から仮使用の承認を受けることにより、その一部を使用することが可能となっている。この仮使用承認制度について民間活用等を図るため、特定行政庁が行っていたものを、建築主事又は指定確認検査機関が、一定の安全上・防火上等の基準に適合することを認めたときは、完了検査を受ける前であっても建築物を仮使用できることとなった。



(4) 施行日：平成27年6月1日

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【施行日：公布の日（第1条関係）】

改正後 【施行日：公布の日（第1条関係）】	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (264) 略</p> <p>(265) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円</p> <p>(266) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円</p> <p>(267) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 1,300円</p> <p>(268) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第24項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(269) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に</u></p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (264) 略</p> <p>(265) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項、<u>第39条の7第9項又は第39条の106第2項</u>に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円</p> <p>(266) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項、<u>第39条の7第11項又は第39条の106第4項</u>に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円</p> <p>(267) 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 1,300円</p> <p>(268) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第24項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(新規)</u></p>

改正後 【施行日：公布の日（第1条関係）】	改正前
<p><u>適合する旨の証明書の交付</u> 1件につき 300円</p> <p><u>(270)</u> その他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(271)</u> その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円</p> <p><u>(272)</u> その他の証明又は証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>第5条 <u>第2条第270号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p><u>(269)</u> その他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(270)</u> その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円</p> <p>(271) その他の証明又は証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>第5条 <u>第2条第269号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和 25 年 3 月 29 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (21) 略</p> <p>(22) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等に係る農地に関する証明書の交付 1 件につき 300 円</p> <p><u>(23) 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 104 条第 2 項第 1 号の規定に基づく農地台帳に記録された事項を記載した書面を閲覧に供する事務 1 件につき 300 円</u></p> <p><u>(24) 農地法施行規則第 104 条第 2 項第 2 号の規定に基づく農地台帳に記録された事項を記載した書面の交付 1 件につき 300 円</u></p> <p><u>(25)～(194)略</u></p> <p><u>(195) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画に同法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査 1 件につき 第 188 号に規定する額（第 189 号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額）に昇降機 1 基につき第 193 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(196)～(243)略</u></p> <p><u>(244) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条第 1 項から第 3</u></p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和 25 年 3 月 29 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (21) 略</p> <p>(22) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等に係る農地に関する証明書の交付 1 件につき 300 円</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(23)～(192)略</u></p> <p>(193) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画に同法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査 1 件につき 第 186 号に規定する額（第 187 号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額）に昇降機 1 基につき第 191 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</p> <p>(194)～(241)略</p> <p><u>(242) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条第 1 項から第 3</u></p>

改正後 【施行日：平成27年4月1日（第2条関係）】	改正前
<p>項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 6,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 12,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 31,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 58,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 99,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 160,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 200,000円 (ケ) 301戸以上 210,000円</p> <p><u>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る</u></p>	<p>項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 6,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 12,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 31,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 58,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 99,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 160,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 200,000円 (ケ) 301戸以上 210,000円</p>

改正後 【施行日：平成27年4月1日（第2条関係）】	改正前
<p><u>評価が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。第246号において同じ。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</u></p> <p><u>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p><u>(ア) 1戸 15,000円</u></p> <p><u>(イ) 2戸以上5戸以下 57,000円</u></p> <p><u>(ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円</u></p> <p><u>(エ) 11戸以上30戸以下 170,000円</u></p> <p><u>(オ) 31戸以上50戸以下 300,000円</u></p> <p><u>(カ) 51戸以上100戸以下 450,000円</u></p> <p><u>(キ) 101戸以上200戸以下 830,000円</u></p> <p><u>(ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円</u></p> <p><u>(ケ) 301戸以上 1,400,000円</u></p> <p><u>ウ ア又はイ以外の場合</u></p> <p><u>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p><u>(ア) 1戸 45,000円</u></p> <p><u>(イ) 2戸以上5戸以下 110,000円</u></p> <p><u>(ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円</u></p> <p><u>(エ) 11戸以上30戸以下 340,000円</u></p> <p><u>(オ) 31戸以上50戸以下 600,000円</u></p> <p><u>(カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円</u></p> <p><u>(キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円</u></p> <p><u>(ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円</u></p> <p><u>(ケ) 301戸以上 3,400,000円</u></p> <p><u>(245) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</u></p>	<p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p><u>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p><u>(ア) 1戸 45,000円</u></p> <p><u>(イ) 2戸以上5戸以下 110,000円</u></p> <p><u>(ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円</u></p> <p><u>(エ) 11戸以上30戸以下 340,000円</u></p> <p><u>(オ) 31戸以上50戸以下 600,000円</u></p> <p><u>(カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円</u></p> <p><u>(キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円</u></p> <p><u>(ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円</u></p> <p><u>(ケ) 301戸以上 3,400,000円</u></p> <p><u>(243) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>ア 確認申請書に係る計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</p> <p>(ア) <u>第 188 号</u>に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に昇降機 1 基につき<u>第 193 号</u>に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額）</p> <p>(イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 166,800 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 222,450 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 255,000 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の要判定建築物 336,900 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える要判定建築物 619,350 円</p> <p>b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 115,350 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 143,700 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超</p>	<p>ア 確認申請書に係る計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</p> <p>(ア) <u>第 186 号</u>に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に昇降機 1 基につき<u>第 191 号</u>に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額）</p> <p>(イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 166,800 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 222,450 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 255,000 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の要判定建築物 336,900 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える要判定建築物 619,350 円</p> <p>b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 115,350 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 143,700 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 157,350 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 50,000 平方メートル以内の要判定建 築物 199,350 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを 超える要判定建築物 337,950 円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額 に第 188 号に規定する額（第 193 号に掲げる場 合に該当する場合にあっては同号に掲げる場 合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書 に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機 に係る部分が含まれる場合にあっては第 188 号 に規定する額に昇降機 1 基につき第 193 号に掲 げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加 えた額。第 247 号イにおいて同じ。）を加えた 額</p> <p>(246) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及 び同条第 2 項において準用する長期優良住宅 普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規 定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の 認定の申請（以下この号から第 248 号までにお いて「変更認定申請」という。）に対する審査 ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等 計画が長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住 宅性能評価機関が証する書類が当該変更認 定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建 築物又は建築物の部分（以下この号において 「申請建築物等」という。）の住戸の総数の 区分に応じ第 244 号ア(ア)から(ケ)までに規 定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を当該 変更認定申請をする際に現に長期優良住宅普 及促進法第 6 条第 1 項の認定を受けている 当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下 この号において「既認定戸数」という。）で</p>	<p>え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 157,350 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 50,000 平方メートル以内の要判定建 築物 199,350 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを 超える要判定建築物 337,950 円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額 に第 186 号に規定する額（第 191 号に掲げる場 合に該当する場合にあっては同号に掲げる場 合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書 に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機 に係る部分が含まれる場合にあっては第 186 号 に規定する額に昇降機 1 基につき第 191 号に掲 げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加 えた額。第 245 号イにおいて同じ。）を加えた 額</p> <p>(244) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及 び同条第 2 項において準用する長期優良住宅 普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規 定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の 認定の申請（以下この号から第 246 号までにお いて「変更認定申請」という。）に対する審査 ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等 計画が長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住 宅性能評価機関が証する書類が当該変更認 定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建 築物又は建築物の部分（以下この号において 「申請建築物等」という。）の住戸の総数の 区分に応じ第 242 号ア(ア)から(ケ)までに規 定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を当該 変更認定申請をする際に現に長期優良住宅普 及促進法第 6 条第 1 項の認定を受けている 当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下 この号において「既認定戸数」という。）で</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</u></p> <p><u>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 244 号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p><u>ウ ア又はイ以外の場合</u></p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 244 号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>(247) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるとき。</u></p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 245 号ア(ア)及び(イ)に規定する額の合計額を加えた額</p> <p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(248) 長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 2,100 円</u></p> <p><u>(249) 長期優良住宅普及促進法第 10 条の規定に</u></p>	<p>除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 242 号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>(245) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるとき。</u></p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 243 号ア(ア)及び(イ)に規定する額の合計額を加えた額</p> <p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 186 号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(246) 長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 2,100 円</u></p> <p><u>(247) 長期優良住宅普及促進法第 10 条の規定に</u></p>

改正後 【施行日：平成27年4月1日（第2条関係）】	改正前
<p>基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件につき 1,700円</p> <p><u>(250)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第252号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第252号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の</p>	<p>基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件につき 1,700円</p> <p><u>(248)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第250号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第250号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の</p>

改正後 【施行日：平成27年4月1日（第2条関係）】	改正前
<p>部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平</p>	<p>部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を含む。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平</p>

改正後	改正前
【施行日：平成27年4月1日（第2条関係）】	
<p>方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 240,000 円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 380,000 円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 550,000 円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 670,000 円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 790,000 円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 900,000 円</p> <p><u>(251)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 53 条第 1 項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。1 件につき前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</p> <p>(ア) <u>第 188 号</u>に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に<u>第 193 号</u>に規定する額を加えた額。以下この号及び<u>第 253 号イ</u>において同じ。）</p> <p>(イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 166,800 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超</p>	<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 240,000 円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 380,000 円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 550,000 円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 670,000 円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 790,000 円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 900,000 円</p> <p><u>(249)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 53 条第 1 項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。1 件につき前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</p> <p>(ア) <u>第 186 号</u>に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に<u>第 191 号</u>に規定する額を加えた額。以下この号及び<u>第 251 号イ</u>において同じ。）</p> <p>(イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 166,800 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>え 2,000 平方メートル以内のもの 222,450 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 255,000 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 336,900 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 619,350 円</p> <p>b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 115,350 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 143,700 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 157,350 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 199,350 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 337,950 円</p> <p>イ ア以外のとき。1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額又は第 193 号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(252)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する</p>	<p>え 2,000 平方メートル以内のもの 222,450 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 255,000 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 336,900 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 619,350 円</p> <p>b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 115,350 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 143,700 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 157,350 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 199,350 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 337,950 円</p> <p>イ ア以外のとき。1 件につき 前号の規定により算定した額に第 186 号に規定する額又は第 191 号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(250)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p>旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 2,450 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第 250 号ア(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 250 号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 17,000 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第 250 号イ(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 250 号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p><u>(253)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 251 号アに規定する額を加えた額</p> <p>イ ア以外の場合。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額又は第 193 号に規定する額を加えた額</p>	<p>旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 2,450 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第 248 号ア(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 248 号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 17,000 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第 248 号イ(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 248 号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p><u>(251)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 249 号アに規定する額を加えた額</p> <p>イ ア以外の場合。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 186 号に規定する額又は第 191 号に規定する額を加えた額</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日（第 2 条関係）】	改正前
<p><u>(254)～(274)略</u></p> <p>第 5 条 <u>第 2 条第 272 号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p> <p>第 8 条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。ただし、<u>第 2 条第 189 号</u>、<u>第 245 号ア</u>、<u>第 247 号ア</u>、<u>第 251 号ア</u>、<u>第 253 号ア</u>及び<u>第 254 号</u>の手数料は、建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p><u>(252)～(272)略</u></p> <p>第 5 条 <u>第 2 条第 270 号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難しいものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p> <p>第 8 条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。ただし、<u>第 2 条第 187 号</u>、<u>第 243 号ア</u>、<u>第 245 号ア</u>、<u>第 249 号ア</u>、<u>第 251 号ア</u>及び<u>第 252 号</u>の手数料は、建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 4 条関係）】

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和 25 年 3 月 29 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (188)略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和 25 年 3 月 29 日条例第 6 号</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (188)略</p> <p><u>(189) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画に同法第 6 条第 5 項の構造計算適合性判定を求めるとされる建築物又は建築物の部分（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合における同条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査</u></p> <p><u>ア 判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。</u></p> <p><u>1 件につき 前号に規定する額に 1 判定建築物につき次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の判定建築物 159,000 円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の判定建築物 212,000 円</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の判定建築物 243,000 円</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の判定建築物 321,000 円</u></p> <p><u>(オ) 床面積の合計が 50,000 平方メートル</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>(189)～(193)略</p> <p>(194) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画に同法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査 1 件につき 第 188 号に規定する額に昇降機 1 基につき第 192 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</p> <p>(195) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 1 件につき 120,000 円</p>	<p><u>を超える判定建築物 590,000 円</u></p> <p><u>イ 判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。</u></p> <p><u>1 件につき 前号に規定する額に 1 判定建築物につき次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の判定建築物 110,000 円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の判定建築物 137,000 円</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の判定建築物 150,000 円</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の判定建築物 190,000 円</u></p> <p><u>(オ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える判定建築物 322,000 円</u></p> <p>(190)～(194)略</p> <p>(195) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画に同法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知に対する審査 1 件につき 第 188 号に規定する額<u>(第 189 号に該当する場合にあっては、同号の規定により算定した額)</u>に昇降機 1 基につき第 193 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額</p> <p>(196) 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 18 条第 22 項第 1 号（同法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査 1 件につき 120,000 円</p>

改正後 【施行日：平成27年6月1日（第1条関係）】	改正前
<p>(196)～(242) 略</p> <p>(243) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 6,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 12,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 31,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 58,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 99,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 160,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 200,000円 (ケ) 301戸以上 210,000円</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日</p>	<p>(197)～(243) 略</p> <p>(244) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 6,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 12,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 31,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 58,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 99,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 160,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 200,000円 (ケ) 301戸以上 210,000円</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日</p>

改正後 【施行日：平成27年6月1日（第1条関係）】	改正前
<p>本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。以下第245号において同じ。）が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 15,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 45,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 110,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 340,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 600,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円 (ケ) 301戸以上 3,400,000円</p> <p>(244) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項</p>	<p>本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める耐震等級（構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。）に係る評価が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。以下第246号において同じ。）が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 15,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 1戸 45,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 110,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 340,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 600,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円 (ケ) 301戸以上 3,400,000円</p> <p>(新規)</p>

改正後	改正前
<p>【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】</p> <p><u>後段の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定申請に対する審査 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額（第 192 号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第 188 号に規定する額に昇降機 1 基につき第 192 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第 246 号において同じ。）を加えた額</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(245) <u>長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項後段の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定申請に対する審査</u></p> <p>ア <u>確認申請書に係る計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合</u></p> <p>1 件につき <u>前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</u></p> <p>(ア) <u>第 188 号に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に昇降機 1 基につき第 193 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額）</u></p> <p>(イ) <u>1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p>a <u>要判定建築物に係る構造計算が国土交</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
	<p><u>通大臣が定めた方法によるとき。</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 166,800 円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 222,450 円</u></p> <p><u>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 255,000 円</u></p> <p><u>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の要判定建築物 336,900 円</u></p> <p><u>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える要判定建築物 619,350 円</u></p> <p><u>b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 115,350 円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 143,700 円</u></p> <p><u>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 157,350 円</u></p> <p><u>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の要判定建築物 199,350 円</u></p> <p><u>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える要判定建築物 337,950 円</u></p> <p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p><u>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額（第 193 号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第 188 号に規定する額に昇降機 1 基に</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>(245) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第 247 号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ第 243 号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 243 号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除した得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	<p><u>つき第 193 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第 247 号イにおいて同じ。）を加えた額</u></p> <p>(246) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第 248 号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ第 244 号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際現に長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 244 号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除した得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 243 号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>(246) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(247) 長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 2,100 円</u></p> <p><u>(248) 長期優良住宅普及促進法第 10 条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の</u></p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第 244 号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(247) 長期優良住宅普及促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるとき。</u></p> <p><u>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 245 号ア(ア)及び(イ)に規定する額の合計額を加えた額</u></p> <p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p><u>1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(248) 長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 2,100 円</u></p> <p><u>(249) 長期優良住宅普及促進法第 10 条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>承認申請に対する審査 1 件につき 1,700 円</p> <p><u>(249)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第 251 号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第 251 号</u>において同じ。） 1 件につき 4,900 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1 戸 4,900 円</p> <p>(b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600 円</p> <p>(c) 6 戸以上 10 戸以下 16,000 円</p> <p>(d) 11 戸以上 25 戸以下 27,000 円</p> <p>(e) 26 戸以上 50 戸以下 45,000 円</p> <p>(f) 51 戸以上 100 戸以下 81,000 円</p> <p>(g) 101 戸以上 200 戸以下 130,000 円</p> <p>(h) 201 戸以上 300 戸以下 160,000 円</p> <p>(i) 301 戸以上 170,000 円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物</p>	<p>承認申請に対する審査 1 件につき 1,700 円</p> <p><u>(250)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第 252 号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第 252 号</u>において同じ。） 1 件につき 4,900 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1 戸 4,900 円</p> <p>(b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600 円</p> <p>(c) 6 戸以上 10 戸以下 16,000 円</p> <p>(d) 11 戸以上 25 戸以下 27,000 円</p> <p>(e) 26 戸以上 50 戸以下 45,000 円</p> <p>(f) 51 戸以上 100 戸以下 81,000 円</p> <p>(g) 101 戸以上 200 戸以下 130,000 円</p> <p>(h) 201 戸以上 300 戸以下 160,000 円</p> <p>(i) 301 戸以上 170,000 円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物</p>

改正後 【施行日：平成27年6月1日（第1条関係）】	改正前
<p>の部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>の部分のうち住宅部分を除いた部分をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>

改正後	改正前
【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	
(a) 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 110,000 円 (b) 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 180,000 円 (c) 共用部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 280,000 円 (e) 共用部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 430,000 円 (f) 共用部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 500,000 円 c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 240,000 円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 380,000 円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 550,000 円 (d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 670,000 円 (e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 790,000 円 (f) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 900,000 円	(a) 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 110,000 円 (b) 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 180,000 円 (c) 共用部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 280,000 円 (e) 共用部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 430,000 円 (f) 共用部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 500,000 円 c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 240,000 円 (b) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 380,000 円 (c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 550,000 円 (d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 670,000 円 (e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 790,000 円 (f) 非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 900,000 円
<u>(250) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 53 条第 1 項の規定に基づく認定申請に対する審査 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含</u>	<u>(新規)</u>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>まれる場合にあつては、同号に規定する額に第 192 号に規定する額を加えた額。第 252 号において同じ。）又は第 192 号に規定する額を加えた額</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(251) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 53 条第 1 項の規定に基づく認定申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</u></p> <p><u>(ア) 第 188 号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第 193 号に規定する額を加えた額。以下この号及び第 253 号イにおいて同じ。）</u></p> <p><u>(イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 166,800 円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 222,450 円</u></p> <p><u>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 255,000 円</u></p> <p><u>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 336,900 円</u></p> <p><u>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 619,350 円</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>(251) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 2,450 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済</p>	<p>b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの 115,350 円</p> <p>(b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 143,700 円</p> <p>(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 157,350 円</p> <p>(d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 199,350 円</p> <p>(e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 337,950 円</p> <p>イ ア以外のとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額又は第 193 号に規定する額を加えた額</p> <p>(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 2,450 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済</p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>計画」という。)に係る建築物の部分について第 249 号ア(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 249 号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 17,000 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第 249 号イ(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 249 号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p><u>(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額又は第 192 号に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(削除)</p>	<p>計画」という。)に係る建築物の部分について第 250 号ア(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 250 号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 17,000 円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第 250 号イ(イ)の規定により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 250 号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(253) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</u> <u>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 251 号アに規定する額を加えた額</u> <u>イ ア以外るとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第 188 号に規定する額又は第 193 号に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(254) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
	<p><u>促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下この号において「法」という。）第 17 条第 4 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における法第 17 条第 1 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるものに限る。）に対する審査</u></p> <p><u>ア 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。</u></p> <p><u>1 件につき 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 166,800 円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 222,450 円</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 255,000 円</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の要判定建築物 336,900 円</u></p> <p><u>(オ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える要判定建築物 619,350 円</u></p> <p><u>イ 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。</u></p> <p><u>1 件につき 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以内の要判定建築物 115,350 円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 143,700 円</u></p>

改正後 【施行日：平成 27 年 6 月 1 日（第 1 条関係）】	改正前
<p>(253) ～ (272) 略</p> <p>第 5 条 <u>第 2 条第 270 号のその他の公文書又は 図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費 用を要するもの及び同条の規定により難い ものについては、その実費に相当する手数料 を徴収することができる。</u></p> <p>第 8 条 既納の手数料は、請求事項の変更又は 取消しの場合においても、これを還付しな い。</p>	<p>(ウ) <u>床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内の要判定建 築物 157,350 円</u></p> <p>(エ) <u>床面積の合計が 10,000 平方メートル を超え 50,000 平方メートル以内の要判定 建築物 199,350 円</u></p> <p>(オ) <u>床面積の合計が 50,000 平方メートル を超える要判定建築物 337,950 円</u></p> <p>(255)～ (274) 略</p> <p>第 5 条 <u>第 2 条第 272 号のその他の公文書又は 図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費 用を要するもの及び同条の規定により難い ものについては、その実費に相当する手数料 を徴収することができる。</u></p> <p>第 8 条 既納の手数料は、請求事項の変更又は 取消しの場合においても、これを還付しな い。<u>ただし、第 2 条第 189 号、第 245 号ア、 第 247 号ア、第 251 号ア、第 253 号ア及び第 254 号の手数料は、建築基準法第 6 条第 5 項 に規定する構造計算適合性判定が行われな かったときは、その全部又は一部を還付す ることができる。</u></p>

■ 地方税法（抄）

昭和25年7月31日 法律第226号
改正：平成26年3月31日 法律第8号

（略）

附則抄

（略）

（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の九 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）が行われたもので地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同条第一項において「耐震基準」という。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（略）

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)

第十五条の十 市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第七条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第八条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第十二条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の百分の五に相当する額を超える場合にあつては、当該百分の五に相当する額）とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

(略)

■ 地方税法施行令（抄）

昭和 25 年 7 月 31 日 政令第 245 号
改正：平成 26 年 3 月 31 日 政令第 132 号

（略）

附則抄

（略）

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 略

1～23 略

24 法附則第十五条の九第一項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

（略）

■ 建築基準法（抄）

昭和25年5月24日 法律第201号
改正：平成26年6月4日 法律第54号

（略）

（構造計算適合性判定）

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が第六条第四項に規定する審査をする場合又は前条第一項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員に前条第一項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が第六条第一項の規定による確認をするときは、当該建築主事を当該申請に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。
- 3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第一項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して

専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

- 4 都道府県知事は、第一項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から十四日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の場合（申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、前項の期間内に当該申請者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第四項の場合において、申請書の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主は、第四項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）であるときは、第六条第一項又は前条第一項の規定による確認をする建築主事又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第六条第七項又は前条第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同条第六項の規定により同条第四項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。
- 9 第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書及び第四項から第六項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(略)

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇

降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。

二 建築主事又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。

三 第七条第一項の規定による申請が受理された日（第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日）から七日を経過したとき。

2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第一項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行つた第七条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

(略)